

FRP製キットカーパーツ業務販売に関する誓約書

株式会社ブロー(以下「甲」という。)と、〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が製造するFRP製自動車用部品(以下「本製品」という。)の業務用取引に関し、次のとおり合意する。

第1条(目的)

本書は、本製品の複製・模倣及び無断加工を防止し、甲乙の適正な取引関係を維持することを目的とする。

第2条(禁止事項)

乙は、甲の事前の書面による承諾なく、自ら又は第三者をして次の行為を行ってはならない。

- (1)本製品を型取り・採寸・スキャニング等の方法で複製し、又は形状が類似する製品を製造・製造委託すること。
- (2)本製品を用いて新たな金型・型を製作し、又は第三者に製作させること。
- (3)本製品を改造・加工し、甲以外の製品又は自社ブランド品であるかのように販売・広告・SNS等へ掲載すること。
- (4)前各号の行為を第三者に行わせ、又はこれに協力すること。

第3条(秘密保持)

乙は、本製品に関する図面・データ等の技術情報を、本来の取引目的以外に使用又は第三者に開示してはならない。

第4条(監査等)

- (1)甲は、本契約の適正な履行および遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知した上で、乙の営業所、工場その他の事業所に立ち入り、関連する帳簿、書類、データその他の資料を検査し、または乙の担当者に対して説明を求める(以下「監査等」という。)ことができる。
- (2)乙は、前項の監査等が円滑に行われるよう協力しなければならない。
- (3)第1項の監査等に要する費用は、原則として甲の負担とする。ただし、当該監査等の結果、乙による本契約の違反が判明したときは、当該監査等に要した合理的な費用の一切を乙の負担とする。

第5条(違反時の措置)

乙が前2条本契約に違反した場合、甲は催告なく取引の停止・本契約の解除及び損害賠償を請求できるものとする。

第6条(有効期間)

本書の有効期間は取引継続中とし、第2条及び第3条の義務は取引終了後も存続する。
以上を確認し、本書に記名押印する。

年 月 日

甲) 名称: 代表者名: 印

乙) 名称: 代表者名: 印